

令和2年 種苗法等 の改正情報

2021年3月21日
Rita特許事務所
野中 剛

1.1 輸出先国の指定(海外持ち出し制限)

2.1 国内の栽培地域指定(指定地域外の栽培の制限)

育成者権の効力が及ばない範囲の特例

・品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる(種21条の2第1項)。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国

ロ 種20条第2項ただし書に規定する国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

二 出願品種の産地を形成しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域

ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨

1.2 輸出先国の指定(海外持ち出し制限)

2.2 国内の栽培地域指定(指定地域外の栽培の制限)

育成者権の効力が及ばない範囲の特例

- ・農林水産大臣は、第1項の規定による届出があった場合には、種13条1項又は種18条3項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ種13条1項1～4号に掲げる事項及び当該届出に係る事項又は種18条2項1～3号及び6号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない(種21条の2第3項)。
- ・登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、種55条1項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が1項1号口又は2号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない(種21条の2第5項)。

1.3 輸出先国の指定(海外持ち出し制限)

2.3 国内の栽培地域指定(指定地域外の栽培の制限)

育成者権の効力が及ばない範囲の特例

・登録品種の種苗の譲渡のため展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が4項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、種55条2項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が1項1号口若しくは2号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない(種21条の2第6項)。

(1) 海外持ち出し制限なし

UPOV加盟国: 育成者権者の許諾不要

UPOV非加盟国: 育成者権者の許諾必要

(2) 海外持ち出し制限ありで、且つ指定国なし

UPOV加盟国/UPOV非加盟国: 育成者権者の許諾必要

(3) 海外持ち出し制限ありで、且つ指定国あり

UPOV加盟国+指定国: 育成者権者の許諾不要

UPOV加盟国+指定国以外/UPOV非加盟国: 育成者権者の許諾必要

3. 登録品種の増殖は許諾に基づき行う

育成権者の効力が及ばない範囲

- ・~~農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る種20条2項各号に掲げる品集の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない(種21条2項 改正で削除)。~~
- ・~~前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない(種21条3項、改正で削除)。~~

法改正により、種21条3項は削除され、
農業者による増殖は、育成者権者の許諾が必要となった

4. 登録品種の表示の義務化

品種登録表示

- ・登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に、農林水産省で定めるところにより、その種苗が品種登録されている旨の表示を付さなければならない(種55条1項)。
- ・登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない(種55条2項)。

5. 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ

出願料

- ・出願者は、1件につき1万4千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない(種6条1項)。

現地調査又は栽培試験に係る手数料

- ・出願者は、種15条2項又は15条の2第1項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない(種15条の3第1項)。

登録料

- ・育成者権者は、種19条2項に規定する存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、3万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない(種45条1項)。

6.1 育成者権を活用しやすくするための措置

品種登録出願

- ・品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提示しなければならない

四 出願人が保持していると思料する出願品種の特性(種5条1項4号)。

- ・前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真その他出願品種が同項4号に掲げる特性を保持していることを証する資料を添付しなければならない(種5条2項)。

登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定

- ・品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する(種35条の2)。

6.2 育成者権を活用しやすくするための措置

審査特性の訂正

- ・農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性を出願者に通知しなければならない(種17条の2第1項)。
- ・前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる(種17条の2第2項)。

6.3 育成者権を活用しやすくするための措置

判定

- ・登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより判定を求めることができる(種35条の3第1項)。
- ・農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする(種35条の3第2項)。

7. 職務育成規定の見直し

職務育成品種

- ・職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する(種8条2項)。
- ・前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない(種8条3項)。

8. 在外出願者の国内代理人の必置義務化

品種登録管理人の品種登録出願手続等

- ・ 日本国内に住所及び居所を有しない者は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するものによらなければ、品種登録出願その他品種登録に関する手続をすることができない(種10条の2第1項)。
- ・ 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない(種10条の2第2項)。

9. 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化

指定種苗についての表示

- ・指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない(種59条1項3号)。
種類及び品種(品種が判明しない場合には、その旨)

10.1 育成者権が譲渡されても許諾効力有効化

育成者権の効力が及ばない範囲

- ・育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る種20条第2項各号に掲げる品種の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の理容には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない(種21条2項)。

10.2 対象書類の確認手続の拡充

書類の提出等

- ・裁判所は、前項本文の申立に係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない(種37条2項)。
- ・裁判所は、前項の場合において、1項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者など、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる(種37条3項)。